

# 企画競争説明書

業務名称：タンザニア国ザンジバル水行政及び水道事業管理システム強化に係る情報収集・確認調査

調達管理番号：21a00196

## 【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。  
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年5月19日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2021年5月19日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：タンザニア国ザンジバル水行政及び水道事業管理システム強化に係る情報収集・確認調査
- (2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
  - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
  - ( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2021年8月 ～ 2022年2月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

## 4 窓口

### 【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者：【小島 亮子 [Kojima.Ryoko2@jica.go.jp](mailto:Kojima.Ryoko2@jica.go.jp)】

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

### 【事業実施担当部】

地球環境部 水資源グループ 水資源第二チーム

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

#### 1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

なお、本案件について、特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年5月28日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号\_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年6月3日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年6月11日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書を、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポ

ーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。

(件名:「提出用フォルダ作成依頼\_ (調達管理番号)\_ (法人名)」)  
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2021年5月12日版)」を参照願います。以下にご留意ください。

- 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先:

1) プロポーザル

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書:

宛先: [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)

件名: (調達管理番号)\_ (法人名)\_ 見積書

〔例: 20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕

本文: 特段の指定なし

添付ファイル: 「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類:

1) プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020年4月)を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割され

ることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費（航空賃）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - e) その他（以下に記載の経費）
    - 現地再委託に係る経費
    - 塩水侵入の現状に係る調査
    - 水道サービスに対する住民ニーズ概況調査
  
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
  - 特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
  - a) 現地通貨 TZS 1 = 0.047530 円
  - b) US\$ 1 = 110.209000 円
  - c) EUR 1 = 129.366000 円
  
- 5) その他留意事項
  - 特になし

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
  - a) 業務主任者／施設管理・水道事業運営
  - b) 人材育成・組織運営
  - c) 水道行政・法規制

### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 11 M/M（現地：約6M/M、国内：約5M/M）

### (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

- 1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\left( \frac{\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}}{\text{最低見積価格}} \right) \times 100 (\%)$$

### 最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

## (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年6月30日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

#### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 その他留意事項

### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：上水道分野における施設管理及び水道事業運営に係る各種業務。

なお、組織の人事企画（人材育成制度や人事管理手法等）に係る  
コンサルテーション業務経験があれば望ましい。

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／施設管理・水道事業運営

➤ 人材育成・組織運営

➤ 水道行政・法規制

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験

地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／施設管理・水道事業運営）】

- a) 類似業務経験の分野：上水道分野における施設管理及び水道事業運営に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域／全途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 人材育成・組織運営】

- a) 類似業務経験の分野：組織の人事企画（人材育成制度や人事管理手法等）に係るコンサルテーション業務
- b) 対象国又は同類似地域：全途上国／全世界
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 水道行政・法規制】

- a) 類似業務経験の分野：水道行政管理又は法規制の立案・運用に係る業務
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：評価せず

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事

者を確定する際に提出してください。  
注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。  
注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

**3 プレゼンテーションの実施**

本案件については、*プレゼンテーションを実施しません。*

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
	<b>(26)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／施設管理・水道事業運営</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	—	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	( )	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
イ) 業務管理体制	—	4
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>人材育成・組織運営</u>	<b>(13)</b>	
ア) 類似業務の経験	9	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	1	
エ) その他学位、資格等	1	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>水道行政・法規制</u>	<b>(11)</b>	
ア) 類似業務の経験	10	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	1	

### 第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

#### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「タンザニア国ザンジバル水行政及び水道事業管理システム強化に係る情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

#### 第2条 調査の背景・経緯

タンザニア国ザンジバルは、ウングジャ島及びペンバ島の二つの主要な島と、周辺の小さな島々から構成されている。ウングジャ島は、ザンジバル最大面積及び最大人口（ザンジバル全体 130.4 万人中 89.7 万人、タンザニア 2012 センサス）を有している。

ウングジャ島中心部の上水道システムは、英国統治時代の 1920 年代より整備が始まり、それ以降、地下水・湧水を水源とした水道の整備が行われ、1990 年までに 100 km に及ぶ送配水管、送水場、配水池が整備された。1963 年の英国からの独立を経て、1964 年以降は、ザンジバル革命政府（以下、「RGoZ」）が上水道施設整備を所掌したが、RGoZ が 1982 年に社会保障的観点から水道サービスを無償化した結果、財政難により新規水源開発や給水施設の更新が困難となり、給水時間の短縮や水圧の低下等水道サービスが著しく低下した。その後、2006 年に制定された水法により、ザンジバル土地・住宅・水・エネルギー省（現水・エネルギー省。以下、「MWE」）の管轄下にあるザンジバル水公社（以下、「ZAWA」）が RGoZ に代わって水道サービスの運営を始めた。また、同じく同省の管轄下にあるザンジバル規制公社（以下、「ZURA」）が水道事業の規制・監督を担っている。

ZAWA は、水道経営の再建および水道サービス改善のため、水道料金徴収を再開したが、水道サービス無償化に慣れた住民による料金支払い率は低く、ウングジャ島全体での水道料金徴収率は 6.4% に留まっている。水道料金徴収による収入が不十分なこと、及び施設管理能力不足がこれに拍車をかけて老朽化した施設を適切に更新・改修できずにいる結果、6 割と言われる漏水が生じ、給水時間は平均 6 時間未満に留まる等、水道サービスの低位安定を招き、結果料金収入も増加しないという経営上の悪循環に陥っている。ZAWA は料金徴収状況の改善を目的として、インド輸出入銀行の借款事業の対象地域において前納制の導入を決定しているものの、これを支える具体的な料金制度等や運用方法の設計については検討が進んでいない。また、質の低い水道サービスを受けて、水道に頼らず私有井戸を設置する住民も多く、無秩序に地下水が取水されている。加えて、アーバンウェスト州は年平均人口増加率が 4.3%（2012 年人口センサス）と高く、2037 年の州人口は 131.1 万人（ザンジバル都市水道配水施設改善事業協力準備調査）と予測される中、水需要増加を背景に、更なる地下水の水源開発が進められている一方で、観測井を用いた地下水位モニタリングや水資源賦

存量データに基づいた取水計画策定等が行われておらず、水理地質上の条件から塩水侵入が喫緊の懸念となっている。

かかる背景の下、JICA は有償資金協力「ザンジバル都市水道配水施設改善事業」（以下、「円借款事業」）による上水道施設整備や、同円借款事業の附帯技術協力プロジェクト「ザンジバル水資源管理プロジェクト」（以下、「附帯技プロ」）による地下水資源管理能力向上に取り組む予定である。また、直近では、個別専門家「ザンジバル水アドバイザー」（2019年2月～2021年1月）を派遣し、①円借款水事業管理、②地下水資源管理、③水行政制度改革を柱とした広範なアドバイザー業務を実施してきた。ザンジバル水アドバイザーは、MWE、ZAWA、ZURA といった関係当局は、水道事業に係る基礎的な管理項目である水源管理、施設管理、顧客管理に係る能力が不十分であるが故に適切な財務管理ができておらず、経営状況が悪循環から抜け出せないと分析している。加えて、その根本原因として、①技術的な能力のみならず、組織運営や人材育成に係るマネジメント能力やマインドセットが不足している点、②ザンジバル水行政における各種法・制度体系の不適合があるとしている。

RGoZ は 2002 年に策定したザンジバル・ビジョン 2020 において、貧困からの脱却と持続可能な人間開発の達成を掲げ、同目標達成に向けて、年間 9～10%の持続的経済成長、産業の多様化、教育の高水準維持と効率的な人材育成等と並び、安全な水へのアクセス率 100%の達成を掲げている。一方で、上述のとおり、喫緊の課題として塩水侵入への対応や前納制料金徴収への対応を抱え、中長期的に組織運営や人材育成、施設管理等における根本的な能力不足や水行政における法・制度上の課題を抱える中、広範囲に及ぶ課題を整理し、タイムスケール、各関連機関の責任範囲及び必要とされる中長期的な対策の検討を行い、着実に履行しない限り、RGoZ の政策目標達成や、JICA が予定する将来事業のインパクト確保は困難である。

### 第3条 調査の目的と範囲

本調査では、ザンジバル水セクターの上述した背景に鑑み、①現状喫緊となっている課題への対応に係る検討、②基礎的な管理項目である水源管理、施設管理、顧客管理に加えて、これら諸課題の根底をなす組織運営、人材育成や法制度等の課題に対するザンジバル政府の中長期的なアクションプランの検討、③これら課題に対して現状において可能な支援方策の検討、④計画中事業に加えた中長期的な JICA の支援の方向性に係る追加的な検討を通し、ザンジバル水行政及び水道事業管理システムの強化に資する情報を収集する。

#### 【調査対象地域】

タンザニア国ザンジバル

#### 【調査協力機関】

- (1) ザンジバル水・エネルギー省 (MWE)
- (2) ザンジバル水公社 (ZAWA)
- (3) ザンジバル規制公社 (ZURA)

## 第4条 調査実施の留意事項

- (1) 本調査は過去の報告書やザンジバルの政策文書等をレビューする国内作業に加え、二度の現地調査を想定している。ただ、コロナ禍により2021年4月時点でザンジバルは調査団の渡航再開地域に含まれていない。現時点では現地調査を想定しているが、医療状況や島しょ部であるという地理的な特性上、ザンジバルへの調査団渡航再開はタンザニア本土における渡航再開よりも大幅に遅れる可能性があることから、コロナ禍の情勢を踏まえつつ、必要に応じて現地調査の代替手法や一部調査内容の変更等について柔軟に検討を行うこととする。
- (2) 本調査では、喫緊の課題に対して早急に対応策を検討する観点、及び複雑かつ広範な課題に対応するためにより多様なリソースの動員可能性を検討することが有効であると考えられる点を踏まえ、今後の具体的な支援案等を検討するにあたっては、民間連携事業、草の根技術協力、情報収集・確認調査、招へい等の活用を中心的に検討すること。
- (3) 本調査において、招へいや短期的に実施可能な支援策を検討する際には、アクションプランの実行に向けた実施機関のモチベーション向上やマインドセット転換を促す仕掛けとなるような内容とする工夫を凝らすこと。また、課題のレビューやアクションプランの作成時にOJT的に実施機関を巻き込んだり、技術移転のためのワークショップを組み込んだりすることで能力向上を図り、本調査後に実施機関が主体的にアクションプランに取り組めるようにする。
- (4) 本調査において、実施機関が今後取るべきアクションプラン等の提案を行う際には、並行して実施される技術協力事業等が現状として無い点を踏まえつつ、各実施機関の現状のキャパシティやザンジバルにおける法規制を十分に踏まえた現実的な提案となるよう留意する。また、ザンジバル政府の自主財源や他ドナー資金により実施可能な取組をより重視する。また、有効である場合には、国内リソースの乏しさや自然・社会条件が類似する他の島しょ国における課題やその対応方策に係る知見の活用を図ること。
- (5) 本調査では、ザンジバル水セクターの現状をより良く把握する観点から各調査項目においてアフリカ開発銀行、インド輸出入銀行、韓国輸出入銀行等の借款事業の現状に係る情報収集を可能な範囲で行うこと。

## 第5条 調査の内容

### 【調査項目】

文献調査、現地での関係者へのヒアリングや調査等を通じ、以下の項目について情報収集・整理・分析を行う。

- (1) ザンジバル水行政における法・制度のレビュー及び改革に向けた提言

ザンジバル水行政に関連する政策や開発計画、法・制度、技術指針を洗い出し、一覧性のある形でそれぞれ要点及び相互の関係性をまとめる。また、その際、法・規制に関しては、ザンジバルの特殊性に留意し、連邦法であるかザンジバル法であるかの差異及びその影響についても情報を収集すること。情報収集の結果を踏ま

え、以下の（３）～（６）に関連するアクションプランの達成に向けて障壁となるもの及びその具体的な箇所を抽出し、改定が必要となる場合においては、その方向性に係る具体案（手続き、スケジュール、責任主体を含む）、各項目の優先度、実現に向けた障壁、難易度及び留意すべき利害関係をまとめる。連邦法であるため連邦政府の関与を要し改定に係る難易度が高い、もしくは実現可能性が見込めない等の理由により運用の改善を図る方が望ましいと考えられるものについては、類似の他国事例等をレビューした上で、改善策をまとめる。

#### （２）他ドナー等による事業の進捗及び課題に係る情報収集

現在ザンジバル水セクターに対して実施されている、もしくは予定されている他ドナーの事業及び自国財源の事業について、基礎情報を収集する。

#### （３）実施機関の組織運営及び人材育成に係る情報収集及び提言

ザンジバルの水行政及び水道事業運営に関係する各組織の人材採用方針、人材育成方針、人事管理手法、具体的な取組及び課題についてレビューし、要点をまとめる。その際、各組織の人材のキャパシティについて、技術的能力、マネジメント能力、行動特性、職務倫理意識等の観点から多面的に情報収集を行い、強み・弱みに係る分析を行う。以上の組織分析を踏まえ、各組織内における人材育成制度や人事管理手法の改善策や具体的な取組案について、検討を行う。

また、各組織への新規人材供給源や、既存人材の能力向上に係る研修委託先等として考えられ得る外部機関や制度（大学、職業訓練施設、その他公務員の人材育成制度等）について、本土を含むタンザニア国内のリソースを中心にレビューし、各組織との現状における連携状況に係る情報収集を行った上で、将来的な新規連携策や連携強化策について検討する。特に以下の（４）で言及されている地下水資源管理公社の新規設立に向けた人材の確保や、水道事業体の経営改善に向けた施策としてザンジバル水アドバイザーが提案した都市水道と村落水道の分離に向けた人材配置の観点を特に考慮することとする。

水源管理から施設管理を経て顧客管理に至る水供給インフラのフローに応じて、各実施機関（ZAWA 及び ZURA）における各組織及び各部署間の責任分担が適切に構成されているか否かをレビューする。また、調査結果を踏まえ、各組織間及び各組織内におけるより望ましい分掌の在り方について、検討を行う。

#### （４）地下水管理の適正化に向けた情報収集及び提言

ザンジバル諸島内に、地下水に関する専門性を有する人材が不足していることも踏まえて、ザンジバルにおける地下水管理体制の構築に必要なリソースとなる国内協力機関（大学・研究機関等）の洗い出しを行う。また、（２）で収集した情報も踏まえ、現在進行中であると懸念される塩水侵入の現状に係る簡易的な調査を行い、結果をザンジバル政府に共有する。塩水侵入の状況に関する調査の実施については現地再委託も可能とし、必要と考える際はプロポーザルにて提案し別見積もりにて計上すること。また、同調査結果も踏まえ、他国における塩水侵入対策の事例等を紹

介する内部セミナーを実施する。また、ザンジバル水アドバイザーにより提言されている地下水資源管理公社の新規設立等の体制構築に係る検討を行う。

#### (5) 施設管理の課題に係る情報収集及び改善に向けた提言

(2) で収集した情報も踏まえ、取水から配水に至るまでの施設の運転状況及び維持管理状況の概況をレビューし、漏水等の現状及びその原因に係る情報収集を行う。この際、2020年に竣工したアフリカ開発銀行の借款事業の給水区域において、老朽化した旧配管の閉塞工事が不十分であることに起因した漏水が多発している点に留意する。調査結果を踏まえて、ザンジバル政府が短期的(約1年)に自主財源で実施可能な漏水削減策に係る検討を行う。

#### (6) 顧客管理の課題に係る情報収集及び改善に向けた提言

(2) で収集した情報も踏まえ、住民の水道サービス利用状況及びその満足度、住民間格差等に係る簡易的なサーベイを実施して水道サービスに対する住民ニーズの概況を整理するとともに、アフリカ開発銀行による事業対象地の住民に対する水使用や料金支払いに係る啓発活動を行い、顧客サービス向上の観点から、顧客管理の現状に係る課題を抽出する。住民のニーズ調査の実施については現地再委託も可能とし、必要と考える際はプロポーザルにて提案し別見積もりにて計上すること。また、調査した結果については、ザンジバル実施機関に共有し、主体性や気づきを喚起するプロセスを経つつ必要な対応策について共同で検討を行うこと。

インド輸出入銀行の借款事業により導入が決定しているプリペイド料金徴収システムについて、顧客情報の登録状況や住民の支払い意思等のザンジバル水セクターの現状を踏まえた適合性にも留意しつつ、導入に際して必要となる各種制度設計及び業務手法確立等の準備の洗い出しを行う。また、先行してプリペイド料金徴収システムを導入している第三国の経験及び知見をザンジバルが学ぶ機会を提供するべく、可能な範囲で当該国とのWeb接続も視野に入れたワークショップを企画・実施する。

#### (7) 民間企業や自治体等のパートナーとの連携可能性に係る情報収集

上記(3)～(6)において抽出された各課題の解決に向けて、JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業や草の根技術協力事業等による自治体連携の可能性等について、本邦リソースへのヒアリングを含む情報収集及び検討を行う。中小企業・SDGs支援事業については、本邦企業の有する要素技術等との相性を踏まえて、有望な課題にターゲットを絞った情報収集及び検討を行うことを可とし、JICAが指定するフォーマットに沿った課題シートの形式でも情報をまとめる。自治体連携については、過去の技術協力プロジェクト等で協力を得た自治体を含めて有力な自治体へのヒアリングを行うと共に、特に顧客管理及び人材育成における連携の可能性を重視する。なお、自治体が保有するリソース量を考慮し、必ずしも草の根技術協力事業等の個別事業を目指すべきゴールとはせず、オンラインベースの交流関係の構築等の緩やかな連携についても検討する。

(1)～(6)において認識された課題及び有力な連携候補先と目された本邦リソースを踏まえて、本邦招へい企画案を提案すること。現時点において想定するテーマとしては、(1)に関連する水道行政や(3)に関連する組織運営・人材育成、(4)に関連する地下水管理であるが、各項目においてレビューされた課題の特性やこれに適合する本邦リソースの活用可能性、今後の中長期的な関係構築、草の根技術協力や中小企業・SDGs ビジネス支援事業での連携可能性等の観点を踏まえて検討することとする。この際、ハイレベルな参加者を対象とする招へいの強みを踏まえ、各組織の責任分担、法・規制・制度の設計、組織改革、技術的基準の整備等の上流課題に関する知見を得られるものとするのが望ましい。

#### 【国内準備（2021年8月～9月）】

円借款事業の協力準備調査報告書、ザンジバル水アドバイザーの作成した各種資料等を含む過去の事業報告書のレビューを行い、背景となる情報を収集することにより、調査の効率化を図る。特に上記(1)～(6)の項目について可能な限り項目別にまとめることにより各項目の調査方針について改めて整理し、現地調査計画を含むインセプションレポートを作成する。

#### 【第1次現地調査（2021年9月～11月）】

現地調査計画に基づき、実施機関や大学等の関連するザンジバル国内リソースへのヒアリング、(4)に示す塩水侵入の現状に係る簡易的な調査及び(6)の水道サービスに伴う顧客ニーズ調査を実施する。また、現地調査に際しては可能な限り実施機関の有望な職員を巻き込み、これら職員の主体性や気づきを喚起するプロセスを経つつ進めること。

#### 【国内作業（2021年11月～12月）】

帰国後、第1次調査結果報告書を作成するとともに、今後必要となりうる実施機関の対応及びドナー支援の方向性、後述するザンジバル政府のアクションプラン等の方向性をまとめJICA及び実施機関と協議を行う。また合意した支援の方向性に沿って第2次現地調査にて深掘すべき項目についても検討を行うこと。これらの案については第1次調査結果報告書に含めること。

また第1次現地調査の結果を基に上記(7)について連携対象となりうる本邦リソースにヒアリングを行い、ザンジバルへの進出においてボトルネックとなっている点を整理した上で第2次現地調査にて追加調査を行う。

#### 【第2次現地調査（2021年12月～2022年2月）】

国内作業期間に実施するJICA及び実施機関との協議を経て必要と判明した追加調査を行った上で、上記(1)、(3)～(6)の調査項目に関して、実施機関の有望な職員を巻き込んだ上で、これら職員の主体性や気づきを喚起するプロセスを経つつ、今後中長期的(5～10年)にザンジバル政府が目指すべき方向性に係る具体案(手続き、スケジュール、責任主体を含む)、各項目の優先度、実現に向けた障壁、難易度及び留意すべき利害関係等を整理し、取り組むべきアクションプランとして

提案する。その際、内容について関係機関上層部の同意（議事録 M/M 等を作成し、署名を取り付けることが望ましい。）を得た上でワークショップ等を開催し、発表する。

また、最終報告書（案）を作成し、JICA に対して報告する。

#### 【国内整理（2022年2月）】

上記報告時の指摘事項等を追加で調査、修正し、最終報告書を作成する。最終報告書には（1）～（7）において収集した情報に基づき、緊急的な課題に対する多様なリソースを用いた短期的支援策を含めるとともに、ワークショップにて発表を行ったアクションプランの内容を含める。また、中長期（5～10年）における JICA の対ザンジバル水セクター支援の方向性について、提言を行い、これも最終報告書に含めること。

#### 第6条 報告書等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は最終報告書とし、最終成果品の提出期限を履行期間の最終日とする。また、報告書類の印刷・電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2020年1月）」を参照する。なお、以下に示す部数は機構へ提出する部数であり、会議等で印刷が求められた場合は別途用意すること。

- （1）インセプションレポート:和文1部、英文1部、電子ファイル（2021年9月）
- （2）第1次現地調査結果報告書:和文1部、電子ファイル（2021年12月上旬）
- （3）最終報告書（案）:電子ファイル（2022年1月下旬）
- （4）最終報告書:和文5部、英文7部、電子ファイル（2022年2月14日まで）

最終報告書の構成（案）は以下のとおり。最終的な報告書の目次は、調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

表紙、序文、要約、目次

第1章：調査の背景と目的

第2章：ザンジバル水セクターの概況・課題

第3章：緊急で対処が必要な項目に関する短期的な協力方針

第4章：ザンジバル政府・実施機関の中長期的なアクションプラン

第5章：中長期的な JICA 支援に関する提言

付属資料 参考文献リスト

参考文献リストに掲載した文献については、PDF 等の電子ファイルを CD-R にて提出すること。

## 第4章 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2021年8月に業務を開始し、2022年2月に最終成果品をJICAに提出することを想定している。

項目	時期	2021					2022	
		8	9	10	11	12	1	2
国内準備		<input type="text"/>						
第1次 現地調査			<input type="text"/>					
国内作業					<input type="text"/>			
第2次 現地調査						<input type="text"/>		
国内整理							<input type="text"/>	

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合はプロポーザルにて提案すること。なお、業務従事者の格付について、業務指示書に記載された目安を超える提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

#### 1) 業務量の目途

全体： 約17人月 (M/M) (現地：約9M/M、国内：約8M/M)

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してください。

- 1) 業務主任者／施設管理・水道事業運営(2号)(評価対象予定者)
- 2) 人材育成・組織運営(3号)(評価対象予定者)
- 3) 水道行政・法規制(3号)(評価対象予定者)
- 4) 地下水管理
- 5) 顧客管理
- 6) 本邦連携企画

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます。当該経費は別見積りとする。

- 塩水侵入の現状に係る調査
- 水道サービスに対する住民ニーズ概況調査

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」（2017年4月版）に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名及び現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

#### （4）配布資料／閲覧資料等

##### 1）配布資料

- 個別専門家「ザンジバル水アドバイザー業務」専門家業務完了報告書（2021）

##### 2）公開資料

本プロジェクト関連の以下の資料が、当機構図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で閲覧可能。

- ・無償資金協力「ザンジバル市街地給水計画第2次事業化調査報告書」（2008）  
([https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618\\_416\\_11919289.html](https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_416_11919289.html))
- ・技術協力「ザンジバル水公社経営基盤整備プロジェクトフェーズ2」業務完了報告書（2016）  
([https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618\\_416\\_12267977.html](https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_416_12267977.html))
- ・有償資金協力「ザンジバル都市水道配水施設改善事業」協力準備調査ファイナル・レポート（2017）  
([http://open\\_jicareport.jica.go.jp/618/618/618\\_416\\_12302451.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/618/618/618_416_12302451.html))

#### （5）その他留意事項

##### 1）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAタンザニア事務所の最新の安全対策マニュアルを地球環境部より入手し、内容を団内で周知徹底する。調査中もJICAタンザニア事務所、在タンザニア日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。なお、現地作業に先立ち渡航予定の業務従事者全員について、外務省「たびレジ」に登録すること。

以上